

高圧ガス関係事業者各位

愛知県防災安全局長
(公 印 省 略)

高圧ガス関係法令に基づく申請についてお願い

本県では、4月10日に新型コロナウイルスの感染症に関する全国及び本県の感染状況を鑑み、その拡大を防止するため、愛知県緊急事態宣言を発出いたしました。これを受けて県民、事業者等の皆様におかれましては、外出の自粛などの愛知県緊急事態措置についてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、4月16日には、政府による緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されるとともに、本県は特に重点的に取り組みを進める必要がある「特定警戒都道府県」とされたところであります。

こうした状況を踏まえ、より一層の感染予防対策を図る必要があります。

産業保安室及び県民事務所等が所管しております高圧ガス関係法令に基づく申請等の手続きにつきましては、ホームページ上に掲載した一部業務について、4月13日から原則、郵送・宅配便等による申請をお願いし、県民、事業者の皆様の感染リスク軽減を図っているところです。今後も緊急事態措置を徹底していくことで感染拡大の防止を図ることが重要になりますので、ホームページ上に掲載していない許可申請等の全ての申請手続きについても、郵送等に対応可能な案件については、同様の対応で行いたいと考えております。実務的には担当者に相談・調整の上、進めていただきますようお願いいたします。

今後も県庁等での面談による申請受付は行っていますが、時間的余裕があり、郵送等による手続きでも足りる場合は、郵送等により手続きを行っていただき、申請者の移動と、面談時の相互の感染リスクを軽減することにより、感染拡大の防止に一層のご理解とご協力をお願いします。

なお、面談による申請等にお越しいただく場合につきましては、必要最小限の人数でお越しいただくよう重ねてお願いします。

担 当 防災部消防保安課産業保安室
高圧ガスグループ (加藤)

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 9 7、6 1 9 8

ファックス 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 0 9

メ ー ル sangyohoan@pref.aichi.lg.jp